

小笠原村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	計画全般	<p>父島クリーンセンターは老朽化が深刻であり、万が一稼働が停止した場合、島民の生活に大きな影響を与える。一方で、建替えには莫大な費用と時間を要する。ごみの問題はごみの処分（出口）を考えるだけでは解決できず、現在の消費中心のライフスタイルを見直し、循環型社会へと転換することが不可欠である。</p> <p>行政は施設の窮状を隠さず島民に開示し、一人ひとりが当事者意識を持って意識改革を行い、今すぐ徹底したごみの削減に取り組むよう強く訴え、協力を呼びかける必要がある。</p>	<p>本村の焼却施設については老朽化が進んでいることから、本計画においても「安全・適正な維持管理の継続」として、施設の劣化状況をきめ細かく把握し、予防保全の考え方に基づく補修や機器の計画的な更新を実施することにより、安定的な稼働と安全な作業環境の確保に努めることとしています。</p> <p>また、将来にわたって安定したごみ処理を継続するため、新たな廃棄物処理施設のあり方や施設整備計画について、ごみの安定処理を最優先としつつ、経済性や環境負荷等を踏まえた検討を令和8年度から開始することとしています。</p> <p>さらに、ご指摘のとおり、ごみの減量や村民の皆様のご理解とご協力も重要であることから、本計画ではごみの発生抑制やリサイクルの推進を図るとともに、これらの取組を進めるための普及啓発やサステナブルな消費行動の推進を行うこととしています。</p> <p>今後も、安定したごみ処理体制の確保とともに、ごみの減量や資源循環の取組について、村民の皆様にご協力いただきながら進めてまいります。</p>
2	計画全般	<p>現在、国際情勢が大きく変化し、特に原油やLPG液化天然ガスの供給等の不安定化等が懸念される。これは、本村の基幹産業全てが燃料費に大きく左右されるため、本村にとって大きな問題になる可能性が高い。万が一、原油価格が1.5～2倍になったらどうするのか。</p>	<p>本村の廃棄物政策においても、焼却処理や資源物の内地への海上輸送に関して原油価格の影響を受ける側面があります。</p> <p>一方で、原油価格やエネルギー供給に関する事項については、国のエネルギー政策に関わる事項であり、本計画で取り組む内容の範囲外となります。</p> <p>いただいたご意見については、今後の廃棄物処理体制の検討に当たっての参考意見とさせていただきます。</p>
3	計画全般	<p>南鳥島での高レベル放射性廃棄物の文献調査に対し、原子力発電所のない小笠原諸島で将来世代に危険を及ぼし得る他地域からのごみを受け入れてよいのか。また、南鳥島には既に気象庁と自衛隊の施設があるにもかかわらず、ミサイル配備やレアアース開発計画まで浮上しており、あの狭い島でこれらを共存させることは可能なのか。</p>	<p>南鳥島における高レベル放射性廃棄物の地層処分の文献調査の申し入れについては、国のエネルギー政策及び原子力政策に関わる事項として国の制度のもと検討されております。</p> <p>本計画は、廃棄物処理法に基づき、本村が処理責任を有する一般廃棄物の処理及び減量化等について定めるものであり、放射性廃棄物は、廃棄物処理法上で定義する「廃棄物」には該当せず、本計画の対象とはしていません。</p> <p>いただいたご意見については、参考意見として受け止めさせていただきます。</p>
4	計画全般	<p>世界自然遺産としての希少な生態系を有し、地理的制約や災害対応・環境管理の対応能力が限定的な小笠原諸島において、南鳥島での放射性廃棄物処分に向けた文献調査がもたらす将来的なリスクに強い懸念がある。</p> <p>廃棄物政策の議論には短期的な処理効率だけでなく、地域の環境価値や将来世代への影響を重視した長期的かつ慎重な整理が必要ではないか。</p>	<p>No.3に回答のとおり、放射性廃棄物は本計画の対象外となっています。</p> <p>一方で、地域における廃棄物政策を検討する際には、短期的な処理効率だけでなく、環境保全や将来世代への影響を含めた長期的な視点が重要であるとの点は、ご指摘のとおりと認識しています。</p> <p>本計画においても、本村の自然環境を将来にわたって保全しながら、持続可能な廃棄物処理体制を確保していくという視点に立って、ごみの発生抑制や資源循環の推進などの取組を進めていくこととしています。</p>
5	計画全般	<p>日頃からごみ分別や削減に取り組む当事者として、小笠原諸島、とりわけ母島の将来的な役割や廃棄物政策の長期的方向性について、村民への十分な情報共有と透明性の高い丁寧な議論の機会が確保されることを強く望む。</p>	<p>廃棄物政策は、村民の皆様のご理解とご協力のもとで進めていくことが重要であると認識しています。</p> <p>今後も、議会やゼロカーボン推進地域会議などでの議論をはじめ、必要に応じて情報発信を行うとともに、意見交換の機会を確保し、廃棄物政策に関する情報共有と丁寧な説明に努めてまいります。</p>

小笠原村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
6	計画全般	<p>本計画の検討に当たり、以下についても整理されることを期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光による廃棄物増加への対応</li> <li>・島嶼地域特有の輸送条件を踏まえた廃棄物政策</li> <li>・住民への継続的な情報公開と議論の機会</li> <li>・小笠原諸島の環境価値を前提とした長期的な廃棄物政策の位置付け</li> </ul>	<p>本計画において、ご指摘の4点のうち、「観光による廃棄物増加への対応」「島嶼地域特有の輸送条件を踏まえた廃棄物政策」「小笠原諸島の環境価値を前提とした長期的な廃棄物政策の位置付け」については、施策として位置付けています。また、「住民への継続的な情報公開と議論の機会」については、ゼロカーボン推進地域会議等への報告等を通じて、情報公開と議論の機会の確保に努めてまいります。</p>
7	33ページ ごみ処理の広域化・集約化について	<p>遠隔離島である本村の特殊性を踏まえ、計画に基づく島内での徹底した排出抑制と資源循環の推進は、大きな意義があると感じる。一方で、本村の廃棄物問題の検討に当たっては、島内の処理体制だけでなく、地域の社会構造や広域的な廃棄物政策との関係も見据えた包括的な検討が不可欠である。</p>	<p>本村の廃棄物処理に関する状況や課題についてご理解いただいた上のご意見として受け止めております。</p> <p>ご指摘のとおり、本村の廃棄物問題については、島内の処理体制を確立するだけでなく、広域的な廃棄物処理体制の視点から検討することも重要であると認識しています。</p> <p>本計画においても、「ごみ処理の広域化・集約化」の項目において、東京都と連携し、島しょ部全体での連携に加え、本土側との広域的な処理体制の可能性も視野に入れながら検討していくこととしています。</p>
8	35ページ ごみ処理の有料化について	<p>ごみの収集運搬や中間処理に要する費用に税金や手数料を充当するのは仕方がないが、住民が排出するごみは、量に応じて手数料を割り当てて欲しい。</p> <p>また、観光客に対しても、ごみ処理や資源化に要する費用として、入島税の導入を検討すべきである。なお、入島税を払った人には、マイボトルに貼るエコなステッカーやエコバック等、思い出になるものを配布する等の工夫をするとうい。</p>	<p>ごみ処理の有料化については、計画書に記載のとおり、ごみ減量化の促進やごみ処理経費の負担の公平性の観点から有効な手段の一つと考えられる一方で、村民の費用負担など様々な課題があることから、慎重な検討が必要であると認識しています。</p> <p>今後は、ごみの排出量やごみ処理経費の推移を注視しつつ、更なるリサイクルの推進を図りながら、有料化を含め、ごみ減量に資する施策について総合的に検討してまいります。</p> <p>また、観光客に関するごみ処理負担のあり方については、観光政策や税制度等に関わる事項であり、関係部署も含めた検討が必要となります。小笠原諸島では、観光客数の規模が他地域と異なり限定的であることから、徴収に係る費用対効果や観光振興への影響なども踏まえ、導入については慎重な議論が必要であると考えられます。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
9	50ページ サステナブルな消費行動の推進・プラスチックごみの発生抑制の推進	<p>本村で増加しているペットボトルごみを削減するため、内地からのペットボトルの持ち込みを極力減らすべきである。島の水道水の安全性を周知し、自動販売機に代わって「給水ステーション」を設置する。さらに、オリジナルのマイボトルを配布・販売することで、島民と観光客双方がマイボトルを利用するライフスタイルを確立し、輸送と廃棄の両面から環境負荷を軽減すべきである。</p>	<p>ペットボトルなどの使い捨て容器の削減は、ごみの発生・排出抑制の観点から重要な取組であり、マイボトルの利用促進は有効な取組の一つであると認識しています。</p> <p>本計画では「サステナブルな消費行動の推進」や「プラスチックごみの発生抑制の推進」の施策の中で、使い捨て容器の削減に向けた取組を進めることとしています。</p> <p>給水ステーションの設置や自動販売機の削減については、施設管理者や事業者との関係もあることから、本計画において施策として位置付けておりませんが、マイボトル利用の促進などの取組と関連して、関係部署とも連携しながら検討してまいります。</p>
10	50ページ 食品ロスの削減、生ごみの減量化推進	<p>小笠原は物資の搬入が週1の船便に限られているため、食材の過剰在庫と廃棄（食品ロス）が発生しやすい。この解決には「内地への出荷」が主目的となっている現在の農漁業を「島内自給」へとシフトさせ、地場産品の島内への供給を増やすことが不可欠である。これは食品ロス対策のみならず、欠航等の非常事態への備えにもつながる。</p>	<p>本村では定期船の運航頻度が限られていることから、食料品をまとめて購入せざるを得ない特殊事情があり、その結果として食品ロスが発生してしまうケースがあるのはご意見のとおりと認識しています。</p> <p>従いまして、食品ロス削減の観点からも地産地消を推進していく必要があり、取組内容に以下の施策を追加します。</p> <p>「定期船の運行頻度が概ね週に1便と限られていることから食料品をまとめて購入せざるを得ず、食材の過剰在庫や廃棄（食品ロス）が発生する場合もあるため、食品ロス発生抑制の観点から、関係部署と連携し、島内生産物の活用など地産地消の取組を推進します。」</p>

小笠原村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
11	50ページ 食品ロスの削減、生ごみの減量化推進	<p>本村の集合住宅中心の住環境において、個人での生ごみコンポストの利用は悪臭や害虫発生リスクが高く、継続は困難であり、行政による生ごみの一括回収・焼却の方が現実的である。</p> <p>また、現在配布されている生ごみコンポストには、洲崎に廃棄された活性汚泥が使用されている。洲崎の活性汚泥には、近年世界的に問題になっている汚染物質である有機フッ素化合物（PFAS等）が含まれている懸念があり、安易に使用すべきではない。</p>	<p>家庭での生ごみコンポストについては、ごみの減量や資源循環の観点に加え、収集運搬に係る負担の軽減にもつながることから、多くの村民の方に取り組んでいただくことで大きな効果が期待できるものと考えています。</p> <p>一方で、本村の亜熱帯性の気候条件では、悪臭や虫の発生などにより、コンポスト利用の継続が難しい場合があるのご意見があることも認識しています。過去には同様の理由から取組を継続できなかった例もあったと思われますが、現在、本村では生ごみコンポストのモニター等の意見を通じて、本村の特性に適したコンポストの利用方法や普及のあり方について検討を進めているところです。</p> <p>今後もこうした取組を通じて、家庭での生ごみの減量・資源化の取組を進めてまいります。</p> <p>また、コンポストに使用する土壌に関するご懸念については、有機フッ素化合物に関する社会的関心が高まっていることも踏まえ、現在コンポストの入れる土に汚泥は含めておりませんが、引き続き国から示される知見も参考としながら慎重に対応してまいります。</p>
12	50ページ 食品ロスの削減、生ごみの減量化推進	<p>生ごみは分別を徹底すれば、堆肥や飼料として完全にリサイクル可能である。また、本村は行政規模が小さく、回収・運搬の効率が良いという大きな利点がある。国際情勢が不安定な今、肥料や飼料を島内で自給するメリットは極めて大きい。広大な自治体で課題となる「輸送コスト」の問題をクリアできる離島ならではの強みを自覚し、資源循環に取り組むべきである。</p>	<p>生ごみの分別回収有効活用については、資源循環やごみ減量の観点から有効な取組の一つであると認識しています。</p> <p>一方で、生ごみを行政が回収し、堆肥化や飼料化を行う場合には、収集運搬に係るコストや回収体制の確保に加え、生成物の品質確保や流通ルートの確立、回収した生ごみを農業利用する際の廃棄物処理法上の取扱いの整理などの検討課題があります。</p> <p>このため、本計画において直ちに具体的な施策として位置付けることは困難ですが、「生ごみの減量化推進」の施策においても「将来的には生ごみの焼却以外の処理への段階的な移行を検討します。（父島）」としており、生ごみの資源化の可能性については、これらの課題を踏まえながら今後の検討課題としてまいります。</p>
13	50ページ 食品ロスの削減、生ごみの減量化推進	<p>母島における生ごみの循環システムが、父島も含めた小笠原諸島全体へ普及できるとよい。</p>	<p>No.12に回答のとおり、生ごみの分別回収は有効な取組ではありますが、様々な検討課題があります。</p> <p>本計画においても「生ごみの減量化推進」の施策において「将来的には生ごみの焼却以外の処理への段階的な移行を検討します。（父島）」としており、生ごみの資源化の可能性については、父島・母島を含めた地域全体の状況も踏まえながら、今後検討してまいります。</p>
14	50ページ 食品ロスの削減、生ごみの減量化推進	<p>フードロスについて、個人や店舗、各々でできることをもっと考えていくべき。</p>	<p>食品ロスの削減については、行政による取組に加え、家庭や店舗などにおける取組が重要であるとの点は、ご指摘のとおりと認識しています。</p> <p>このため、ご意見を踏まえ、本計画においても、住民や事業者と連携した取組を推進する旨を計画内容に追記し、次のとおり修正します。</p> <p>「家庭や飲食店等から発生する野菜等の過剰除去や食べ残し等による「食品ロス」を削減するための普及啓発を強化するとともに、村民や事業者と連携し、家庭や店舗における食品ロス削減の取組を促進します。」</p>
15	50ページ 島内でのモノの循環推進	<p>繊維系のごみが多いと感じる。整備工場等に、住民から排出された布類をウエスとして提供すればよいのではないか。住民に対しても、ウエスを使用するよう普及啓発すべき。</p>	<p>「島内でのモノの循環推進」として、現行の再利用の仕組みを強化するとともに、家具等の大型の不用品も対象とした回収・譲渡の仕組みの構築を検討することを施策として位置づけています。</p> <p>また、ご提案いただいた衣類等の再利用についても、こうした取組の中で、島内における資源の有効活用の観点から参考とさせていただきます。</p>

小笠原村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
16	50ページ 島内でのモノの循環 推進	不用品交換会（フリーマーケット）のような場の 推進や機会の提供があるとよい。	本計画では、「リデュース・リユースの拡大促進」の施策として、島内でのモノ の循環の推進を位置付けており、施策1-2の1)の取組内容では「社会福祉協 議会等の関係団体と協力し、現行の再利用の仕組みを強化するとともに、家具等 の大型の不用品も対象とした回収・譲渡の仕組みの構築を検討します。」として います。 ご意見のとおり、不用品交換会など住民主体の取組はごみ減量に有効な取組と考 えられることから、こうした取組の場づくりや住民活動に対する支援の後押しに ついては、今後施策の中で検討してまいります。
17	50ページ プラスチックごみの 発生抑制の推進	P50に記載された「農産物出荷用プラスチック容 器の再利用」について、実施内容（誰が、どこ に、どのように利用）が不明瞭である。	使い捨て容器の削減を図るため、島内で流通している農産物パックを回収し再利 用する取組として位置付けています。 この取組は、ゼロカーボン推進地域会議において、ごみ減量に関する住民との会 議の中で寄せられたご意見を踏まえ、施策として取り入れたものです。地域内で 容器を循環させるリユースの仕組みを構築することで、ごみの発生抑制につな がる有効な取組になると考えており、今後、関係者と連携しながら仕組みづく りを検討してまいります。
18	51ページ 環境に配慮したエコ ツーリズムの島・小 笠原への理解促進	観光を主要産業とする本村において、来島者増加 に伴う飲料や食材の容器包装廃棄物の増大が、限 られた処理能力を圧迫している現状を鑑み、国内 外の先進事例である入域税等の導入も視野に入 れ、貴重な自然環境を次世代へ引き継ぐための観 光と環境負荷の均衡を保つ財源確保や仕組みづく りを長期的な視点から検討すべきである。	本村は観光を主要産業とする地域であり、来島者の増加は地域経済にとって重要 である一方、ご指摘のとおりごみ処理能力や最終処分容量に限りがあることか ら、観光に伴うごみの発生についても適切に対応していくことが重要であると認 識しています。 本計画においても、観光に伴うごみの発生については重要な課題であると認識し ており、観光客への普及啓発の促進や「環境に配慮した観光地・小笠原」への理 解促進を図る取組を位置付けています。 なお、ご提案の入域料や入島税などの制度については、No.8に回答のとおり、観 光施策や地域全体の取組とも関わることから、今後の施策検討に当たっての参考 とさせていただきます。
19	52ページ 費用対効果の高いリ サイクルの推進	東京都では廃食用油をSAF（持続可能な航空燃 料）にリサイクルする取り組みが行われている が、島内での実施はなく、多くが焼却処分されて いる。廃食用油をSAFの原料や家畜の飼料・堆肥 として利用するなど、島内での資源循環を促進す べきである。	東京都のSAF事業は、島しょ地区の町村は対象外となっています。一方で、廃食用 油のSAFや飼料・堆肥への資源化は、有効な資源化方法の一つと考えられますが、 本村において実施する場合には、回収量の確保や回収体制の整備、利用先の確保 や輸送手段に加え、島内で活用するには廃棄物処理法上の取扱いの整理などの課 題があります。 本計画では「費用対効果の高い品目について資源化を進める」としており、その 中で今後の検討課題としてまいります。
20	56ページ 広域のかつ安定的な 廃棄物処理体制の検 討	本村の廃棄物処理は本土への船舶輸送に依存して おり、廃棄物政策においても島外輸送が前提と なっている。今後の廃棄物処理の検討において は、処理施設の整備だけでなく、船便の頻度や輸 送能力の限界等の輸送体制も考慮して、長期的か つ包括的に検討する必要がある。 特に、小笠原は、廃棄物の搬出や資源循環の仕組 みが本土とは大きく異なるため、地域の環境政策 全体の中でどのように位置付けられるのかを整理 することが重要である。	ご指摘のとおり、本村は本土から遠く離れた島嶼地域であり、廃棄物処理の一部 を船舶輸送に依存していることから、輸送体制は本村の廃棄物政策を検討する上 で重要な要素の一つであると認識しています。 本計画においても、6-1「安定的なごみ処理体制の確保」の施策のうち、3) 広域のかつ安定的な廃棄物処理体制の検討において、海上輸送体制が限られてい ることを踏まえ、東京都と連携し、不測の事態に備えた代替となる廃棄物輸送手 段の可能性を検討することとしています。 いただいたご意見については、本村特有の条件を踏まえた廃棄物政策を検討して いく上での貴重なご意見として、参考とさせていただきます。